

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

豊橋市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、豊橋市による農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(以下「促進計画」という。)として、本促進計画を定める。

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### (1) 現況

本地域は、温暖な気候と豊川用水の恩恵に加え、交通網の整備等により、全国屈指の農業地域を形成しており、キャベツ、トマト、大葉、バラ、うずら卵などの全国にも有名な品目が生産されている。

しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足等により優良農地の減少や耕作放棄地の発生が懸念されている。

このような状況を踏まえ、優良農地の保全と活用を図るため、意欲ある農業者への農地の利用集積を進めるとともに、農業用水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担を軽減して、担い手への農地集積に必要な環境を整備する必要がある。

さらに、生物多様性の保全や環境保全に対する市民意識の高まりを活かし、多面的機能を持つ農業の重要性について広く啓発し、市民参加型の環境保全活動の促進や、環境負荷の軽減に配慮した農業の普及に取り組む必要がある。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
豊橋市全域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。